



日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会規約

平成~~28~~2024年~~11~~5月~~31~~30日 第~~54~~548回理事会承認

(目的)

第1条 本規約は、国際活動委員会規程（規程 0601）に基づく日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、日本原子力学会と米国原子力学会シカゴ支部ならびにアルゴンヌ国立研究所教育事業部との協力に基づいて実施する日米学生交流事業，ならびにその拡大運用として実施する欧州等への学生派遣事業の企画，推進に関して必要な事項を検討，実施するため，次の各号に掲げる事項を審議することを任務とする。

- (1) 海外に派遣する日本人学生の募集，選考，支援をおこなう。ただし，海外での受入先の決定，渡航手続き等は，派遣学生本人の責任においておこなうものとし，委員会は証明書類の発行，必要な情報の提供等の支援をおこなうに止める。
- (2) 派遣する学生が海外滞在中および帰国後において，海外の受入先に対して損害を及ぼした場合について，委員会は一切責任を負わないものであることを当該学生に説明し，これについて誓約書（別添様式1）を作成する。
- (3) 日本の大学，研究機関に滞在する学生の受入に関する事務連絡，調整，支援などをおこなう。ただし，受入許可手続き，渡航手続き等は，受入機関の協力のもとに学生本人の責任においておこなうものとし，委員会は証明書類の発行，必要な情報の提供等の支援をおこなうに止める。
- (4) 受け入れる学生が日本滞在中および帰国後において，日本の受入先に対して損害を及ぼした場合について，委員会は一切責任を負わないものであることを当該学生に説明し，これについて誓約書（別添様式2）を作成する。
- (5) 学生の移動中または滞在中において，不慮の事故等により損害が発生した場合に，委員会は損害を賠償する責を負わない旨を派遣する学生および受け入れる学生に説明し，保険等の加入を勧める（別添様式1・2の第3条参照）。
- (6) 本事業の評価と見直しをおこなう。事業内容を変更する場合には，国際活動委員会に申し出て審議する。
- (7) 国際活動委員会および大学原子力教員協議会に対して，年度末に事業報告ならびに次年度事業計画の報告をおこなう。

(組織)

第3条 委員会は，委員長、幹事および委員次に掲げるメンバーをもって組織する。

-(1)-委員長

~~（２）幹事~~

~~（３）委員：委員のうち、３名は大学原子力教員協議会の会員大学より、１名は日本原子力研究開発機構より選任する。大学原子力教員協議会からの委員の１名は大学原子力教員協議会幹事校より選任する。委員の選任は、大学原子力教員協議会と日本原子力研究開発機構に一任する。国際活動委員会委員長の合意のもとで１～２名の委員の追加を可能とする。~~

第４条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置くことができる。また、委員会の下には、WG、タスクを置くことができる。

（任期）

第５条 委員の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補欠または増員により委嘱された場合には、前任者または他の現任者の残任期間とする。

２ 委員長、幹事、委員の任期は原則として３年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第６条 委員長は委員の互選より選任する。

２ 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。

（幹事）

第７条 幹事は、委員の中から委員長が指名する。

２ 幹事は委員長を補佐し、会務を整理する。

（委員）

第８条 委員は、会員の中から大学原子力教員協議会、日本原子力研究開発機構による推薦に基づき、委員長が委嘱する。委員のうち、３名は大学原子力教員協議会の会員大学より、１名は日本原子力研究開発機構より選任する。大学原子力教員協議会からの委員の１名は大学原子力教員協議会幹事校より選任する。また、国際活動委員会委員長の合意のもとで１～２名の委員の追加を可能とする。

２ 委員は、会務を処理する。

（議事）

第９条 委員会の議事は、委員総数の２分の１以上の出席により成立する。委員会の議長は委員長が行う。委員会メンバーの過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２ 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

（議事録）

第１０条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(国際活動委員会への報告)

第 11 条 委員長は国際活動委員会の委員として国際活動委員会に出席し、委員会を代表し委員会の事業に関する報告等をおこなう。

(改定)

第 12 条 本規約の改定は、国際活動委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 13 条 本規約に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、国際活動委員会が別に定める。

附則

1 平成 14 年 4 月 3 日 第 4 回国際活動委員会制定

2 改定履歴

① 平成 20 年 2 月 19 日 第 2 回国際活動委員会承認

② 内規を規約に変更 平成 22 年 6 月 2 日 第 4 回国際活動委員会承認

③ 平成 23 年 2 月 4 日 第 3 回国際活動委員会起案，平成 23 年 3 月 22 日 第 515 回理事会承認

④ 平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会起案，平成 28 年 11 月 30 日 第 5 回理事会承認

⑤ 2024 年 5 月 30 日 第 4 回国際活動委員会起案，2024 年 5 月 31 日 第 8 回理事会承認

附則

1 平成 23 年 3 月 22 日改定の規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 11 月 30 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

3 2024 年 5 月 31 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

様式 1

一般社団法人 日本原子力学会

日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会

委員長

殿

誓約書

私は、日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会の支援により、海外研究機関等へ派遣された場合、以下に定める事項を理解し、遵守することを誓約いたします。

1. 海外滞在中に知り得た派遣先の機密情報に関して、以下の各項を遵守いたします。
 - ① 派遣先の諸規則を遵守し、特に滞在中知り得たすべての機密情報の取り扱いを厳重にすること。
 - ② 派遣先の指示・許可に基づく場合を除いては、派遣期間が終了し、帰国した後においても、滞在中知り得たすべての機密情報は第三者に対して、開示・漏洩しないこと。
2. 自己の故意または重大な過失により、派遣先に損害を及ぼした場合には、誠意を持ってこれに対処し、貴運営小委員会にはご迷惑をおかけいたしません。
3. 海外への移動中または海外滞在中において、不慮の事故等により損害が発生した場合に備え、自己の責任において保険等に参加いたします。

〇〇〇〇年〇月〇日

住所

氏名

印

To:

Chairperson of the steering committee of the
Japan-U.S.-Europe Atomic Energy International Student Exchange Program,
Atomic Energy Society of Japan

Written Oath

I hereby swear that I understand and will observe the matters set forth below, in the occasion that I am accepted by a research institution, etc. in the country of Japan with support from the steering committee of the Japan-U.S.-Europe Atomic Energy International Student Exchange Program.

1. I will observe the following matters with respect to confidential information of the host site which becomes available to me during my stay in the country of Japan:
 - i. To comply with the rules and regulations of the host site and ,in particular, to keep strictly confidential all confidential information which becomes available to me during my stay at the host site; and
 - ii. To ensure not to disclose or divulge to any third party any confidential information which becomes available during my stay at the host site, even after the accepting period is expired or terminated and/or I return to my own country, except as otherwise instructed or permitted by the host site.
2. Should I cause any damage to the host site due to my willful act or gross negligence, I will handle such matter faithfully, will not cause an inconvenience to your steering committee, and will hold harmless your steering committee against any damages arising thereof.
3. In preparation for any damage that may arise from an unexpected event or other reasons while traveling to or staying in Japan, I will obtain insurance or take other applicable measures at my responsibility and at my own expense.

(Date)

Name: (Signature)

Address: